



2021年12月17日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代 表 者 名 代表取締役社長 乾 康之
問 合 せ 先 執行役員コーポレートマネジメント担当
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

株主総会決議取消訴訟（控訴審）の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、2021年6月29日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオホールディングス合同会社（以下、「アルファレオ社」といいます。）より提起されました株主総会決議取消訴訟につきまして、東京地方裁判所よりアルファレオ社の請求をいずれも却下又は棄却する旨等を内容とする判決（以下、「第1審判決」といいます。）の言渡しを受けておりましたが、アルファレオ社は、第1審判決の一部を不服として東京高等裁判所へ控訴を提起しておりました。

昨日、東京高等裁判所より控訴審判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決に至る経緯

2021年4月8日付「株主総会決議取消訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオ社が、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会における決議の取消及び2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会における決議の取消を求め（以下、「第1審請求」といいます。）、東京地方裁判所に株主総会決議取消訴訟を提起しておりましたが、2021年4月8日、i)第1審請求のうち、第99回定時株主総会取締役選任決議の取消しを求める部分を却下する、ii)第1審請求のうちその余の請求をいずれも棄却する、iii)訴訟費用はアルファレオ社の負担とするとの判決の言渡しがあり、アルファレオ社は、第1審判決の一部を不服として東京高等裁判所へ控訴（以下、「本件控訴」といいます。）を提起していたものです。

2. 本件控訴の概要

- | | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 裁判所 | 東京高等裁判所 |
| (2) 控訴日 | 2021年4月21日 |
| (3) 控訴状送達日 | 2021年6月29日 |
| (4) 控訴の趣旨 | ①第1審判決中、アルファレオ社の第1審請求のうち次項②及び③の請求を棄却した部分を取り消す。
②2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会における第4号議案（当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件）を可決する旨の決議を取り消す。（以下、「買収防衛策導入決議取消請求」といいます。）
③2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会における第3号議案 |

(当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件)を可決する旨の決議を取り消す。(以下、「本件情報提供要請承認決議取消請求」といいます。)

④訴訟費用は、第1審、2審を通じて当社の負担とする。

3. 控訴審判決の内容

- (1) 主文
- ア 第1審判決のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を取り消す。
 - イ アルファレオ社の第1審請求のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を却下する。
 - ウ 本件控訴のうちその余の控訴を棄却する。
 - エ 訴訟費用は、第1、2審ともアルファレオ社の負担とする。
- (2) 判決の理由
- アルファレオ社の第1審請求のうち、買収防衛策導入決議取消請求は、本年6月23日開催の当社第101回定時株主総会の終結時をもって当該買収防衛策は廃止されているため、訴えの利益を欠き不適法であり、また、本件控訴のうちアルファレオ社のその余の請求(情報提供要請承認決議取消請求に係る部分の取消を求める請求)は理由がないことから、第1審判決のうち、買収防衛策導入決議取消請求を棄却した部分を取り消した上で、第1審請求のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を却下し、アルファレオ社のその余の本件控訴(買収防衛策導入決議取消請求、第1審判決のうち情報提供要請承認決議取消請求を棄却する部分の取消及び情報提供要請承認決議取消請求、並びに訴訟費用を当社の負担とする旨の請求)を棄却するとしております。

4. 控訴を提起した者

- (1) 名称 アルファレオホールディングス合同会社
- (2) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
- (3) 代表者 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行

5. 判決があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 年月日 2021年12月16日

6. 今後の見通し

当社は、第1審判決に引き続き控訴審判決においても妥当な判断が示されたと考えております。また、本判決による当社業績への影響はございません。

なお、上記2(4)③のアルファレオ社に対する情報提供要請について、アルファレオ社は、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会の招集手続が会社法に反する違法なものであるとし、情報提供要請に応じることは違法な行為に加担することになることを理由として、回答には応じられないとの対応を続けておりました(※)。第1審判決において、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会決議に基づく当社取締役会によるアルファレオ社に対する情報提供要請が、「このような情報提供要請及びそれに対する原告の回答によって、被告の株主が議決権を行使する際に参照される情報が増えるのであるから、株主全体の利益につながり得る」ことが認められ、控訴審判決により、第1審判決の当該判断について「原判決～に記載のとおりである」とされており、当社による上記情報提供要請が、当社株主の皆様の全体の利益に資するものであることが認められましたので、改めて、上記株主総会決議に基づき、アルファレオ社に対し、質問状に対する回答を行う

よう要請する予定です。

※過去の適時開示

- ・2021年5月13日付「当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社に対する初回質問状への回答要請およびこれに対する回答受信のお知らせ」
- ・2020年8月31日付「当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社への質問状に対する回答受信のお知らせ」

以上